

今回は、【家屋敷課税】のお話です。

【名取市税よもやまばなし・第21回】

タックス君： 今年の住民税、毎月給与から天引きされているけれど、名取市からも住民税の納税通知書が届いたんだ。どうしてだろう？

税子さん： いくら、納めるようになっているの？

タックス君： 納付書には、住民税の均等割額の 5,200 円となっている。

税子さん： そう言えば、昨年名取市に家を建てたと聞いたんだけど？

タックス君： いろいろ迷ったんだけど、子育て・教育先進都市に向けた取り組みをしている名取市に昨年家を建て登記も終えて、今年引越したんだ。

税子さん： そうすると、名取市から届いた納税通知書は家屋敷課税(いえやしきかぜい)の分だよ。

タックス君： 家屋敷課税？

税子さん： 家屋敷課税とは、1月1日に名取市に住んでいなくても、家屋敷を所有することで受ける消防や道路整備などの行政サービスに対して、一定の負担をしてもらうものだよ。

タックス君： そうなんだ。

税子さん： 今年引越したのだったら、家屋敷課税は今年だけ納めることになるね。

軽自動車税(種別割)については、名取市ホームページでもお知らせしております。

[軽自動車税\(種別割\)について - 名取市公式ホームページ\(税務課\) \(city.natori.miyagi.jp\)](http://city.natori.miyagi.jp)

問 名取市総務部税務課市民税係
電話 022-724-7114